

第九條ノニ 産婆ハ自ラ検案セスシテ
死産證書又ハ死胎検案書ヲ交付スル
コトヲ得ス

第十六條第五號中第九條ヲ「第九條ノニ
ニ改ム

監視廳、北海道廳、府縣、監獄、稅務監
督局、稅務署及專賣局判任官中月俸
二十圓未滿ノ者ノ特別任用ニ關スル件
右謹テ上奏シ奉シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ
付セラレバコトヲ請フ

明治四十三年四月十二日

内閣總理大臣候爵桂太郎

勅令第 號

第一條　警視廳、北海道廳、府縣、監獄、稅務監督局、稅務署及專賣局判任官ニシテ
月俸二十圓未満ノ者ハ試験ヲ要セス
文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ
任用スルコトヲ得

第二條　前條ノ規定ニ依リ任用シタル
判任官ハ三年以上同一官廳ニ勤續シ
現ニ具ノ職ニ在ル者ニ非サレハ月俸
二十圓以上ニ昇スルコトヲ得ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治二十六年勅令第百九十六號ハ之ヲ
廢止ス

前項ノ勅令第一條ノ規定ニ依リ任用セ
ラレタル者ハ本令ニ依リ任用セラレタ
ルモノト看做ス

電氣事務官特別任用令中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

明治四十三年四月十二日

内閣總理大臣侯爵桂太郎